

コンクリート谷止工等における均しコンクリートについて

コンクリート谷止工等における均しコンクリートについては、令和7年3月1日以降適用の「治山事業実行に伴う留意事項について」において考え方を整理していたところではあるが、森林土木事業を取り巻く情勢を踏まえ、再度考え方を整理し下記事項について取りまとめたので、内容を十分確認の上、適切に実施願います。

記

コンクリート谷止工等の均しコンクリートの施工について、基礎部の型枠設置において掘削面が岩盤等により平滑にできない場合や、コンクリート打設に伴う型枠の浮き上がり防止のためのセパレーションの固定に必要な控えアンカー等の設置が困難な土質である場合には事前協議のうえ、施工協議内容に応じた経費を設計変更で計上できることとする。

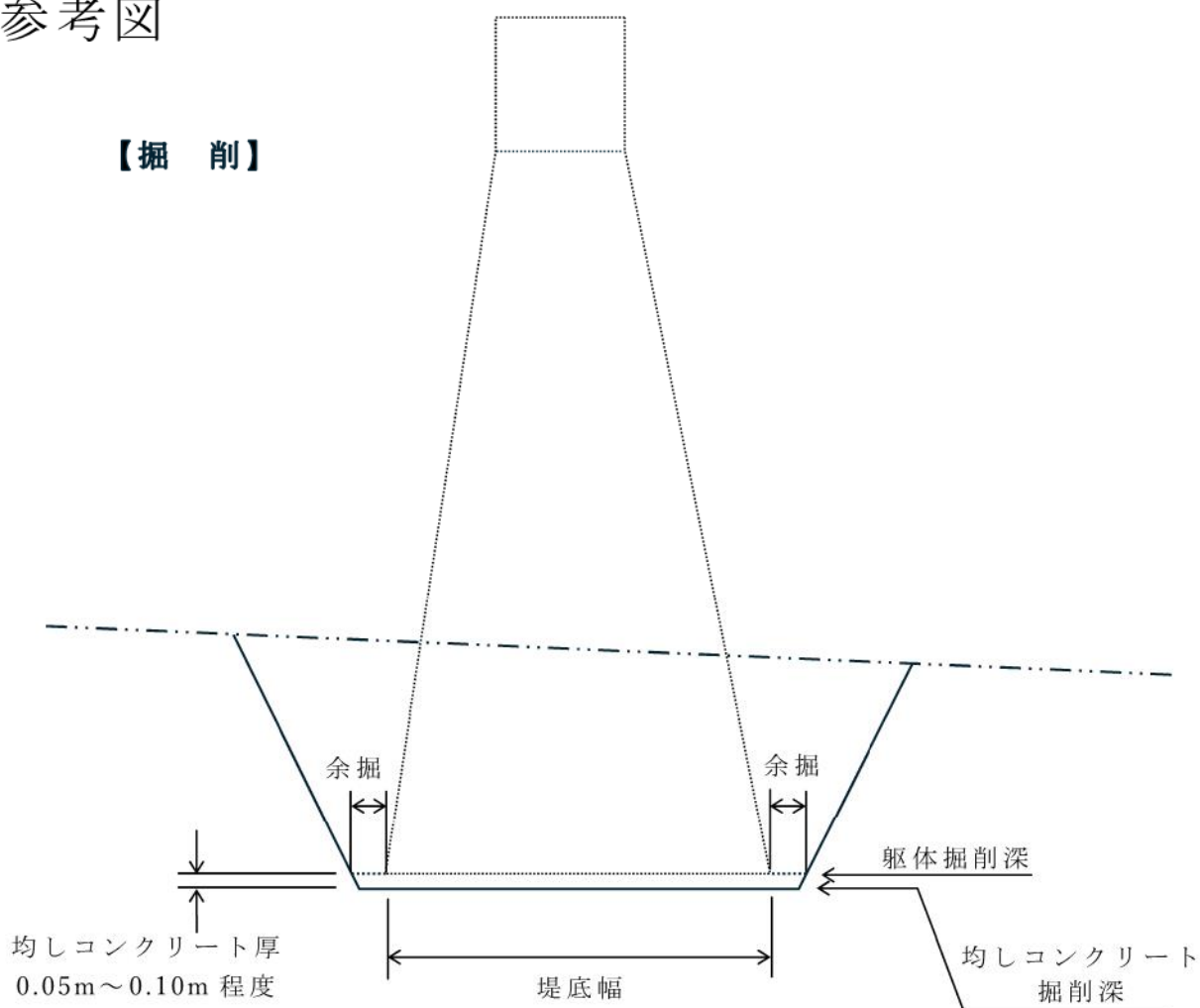
○適用時期 令和8年1月5日以降に入札公告を行った工事から適用とする。

「解説」

- ・基礎部が岩等により凹凸が顕著、またはセパレーションの固定に必要な控えアンカーの設置が困難な土質である場合、その他型枠の固定が困難などの場合、その旨受注者から事由を整理して協議すること。
- ・均しコンクリートは施工基面より下部に設置(躯体に含めない)すること。
- ・伸縮継目の設置は不要とする。
- ・掘削は必要に応じて計上できるものとする。
- ・コンクリート厚 $t=5\sim 10$ cm 程度とし、コンクリート及び打設については躯体と同等として差しさわりない。
- ・幅については堤底幅+余掘、延長については堤底長とする。
- ・コンクリート数量はコンクリート厚、幅・延長・形状を事前の協議により決定し、それにより算出される数量及びロス(小型構造物補正係数)を最大とする。
- ・掘削を計上する場合の段階確認については、均しコンクリート打設箇所の掘削完了確認を実施し、均しコンクリート打設後再度掘削完了確認を実施するなど、躯体のボリューム、高さが契約数量に相違ないことを確認することとする。
- ・均しコンクリートを打設後は標準仕様書に基づき打継面処理を行うこと。
- ・写真等により各種出来形寸法が確認できること。

参考図

【掘削】



※余掘は構造物ごとに定められた余掘幅とし、躯体の底面高さでの幅とする。
余掘幅で垂直に掘削せずに均しコンクリートの掘削深まで掘削勾配で掘削する。

【均しコンクリート打設】

